

Q1. 年金生活者ですが、新型コロナウイルスの流行が始まったところからマスク、消毒液、石鹸、食料などの出費がかさんでいるのですが、それによって介護保険料の減免・減額制度はありますか？

A. あくまでも主たる生計維持者の事業収入等（給与収入・事業収入・不動産収入又は山林収入）が減少した場合にのみ、この新型コロナウイルス感染症による減免制度の対象となります。保険料段階が第一段階から第三段階に該当する方でいくつかの要件に該当する方は別の減額制度があります。詳しくは介護保険料額決定通知書に同封の介護保険だより No.24 をご覧ください。

Q2. 「その者の属する世帯の主たる生計維持者」とは誰のことを指すのでしょうか？

A. 世帯の生計を主として維持する方（一般的には世帯の中で所得の一番高い方と思われます）で、保険料減免を受ける被保険者の方と同一世帯に属するものであることが原則です。

Q3. 新型コロナウイルス感染症の影響によって、収入が減少したことについてどのように証明すればよいですか？

A. 給与所得者については、前年と比較のできる給与明細等の提出、また事業収入や不動産収入の場合、帳簿の一部等を提出していただくことになります。

Q4. 「事業収入等」というのは、どのような収入が含まれるのですか？株の取引による収入等は含まれないのですか？

A. 事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のいずれかで、株の取引による収入等は含まれません。

Q5. 減免が該当した場合も年金からの差引き（特別徴収）は継続されるのですか？

A. 減免に該当となった場合は年金からの差引き（特別徴収）はいったん中止となり、来年度は普通徴収になります。なお、時期によっては中止の処理に時間がかかるため、年金から差引されてしまうことがあります。後日、還付されることになります。